～ 品 質 方 針 ～

申請･登録組織に対して
“常に、公平性と力量の質によって良い第三者適合審査を行い、自律的マネジメントシステムの構築、維持を支援します”
申請･登録組織及びその他の利害関係者に対して
“信頼性に基づく認証制度の健全な普及に努め、住生活･社会基盤整備、地球環境保全に貢献します”

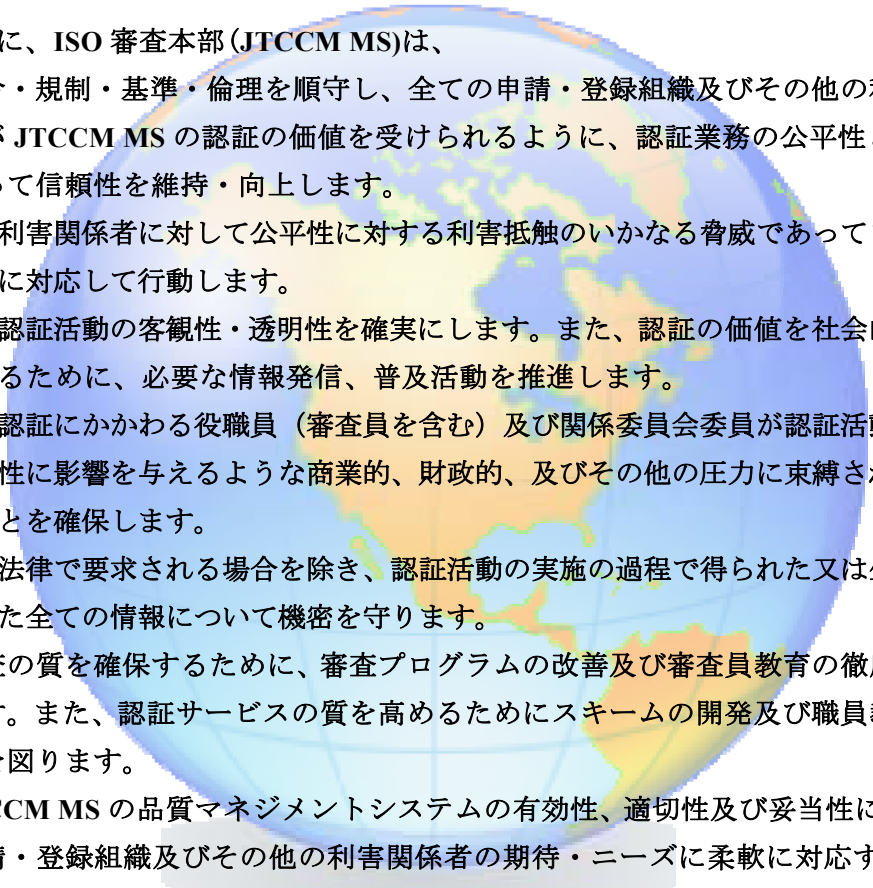

このために、ISO 審査本部(JTCCM MS)は、

I 法令・規制・基準・倫理を順守し、全ての申請・登録組織及びその他の利害関係者が JTCCM MS の認証の価値を受けられるように、認証業務の公平性と力量によって信頼性を維持・向上します。

- 利害関係者に対して公平性に対する利害抵触のいかなる脅威であっても、これに対応して行動します。
- 認証活動の客観性・透明性を確実にします。また、認証の価値を社会的に高めるために、必要な情報発信、普及活動を推進します。
- 認証にかかわる役職員（審査員を含む）及び関係委員会委員が認証活動の公平性に影響を与えるような商業的、財政的、及びその他の圧力に束縛されないことを確保します。
- 法律で要求される場合を除き、認証活動の実施の過程で得られた又は生成された全ての情報について機密を守ります。

II 審査の質を確保するために、審査プログラムの改善及び審査員教育の徹底を図ります。また、認証サービスの質を高めるためにスキームの開発及び職員教育の徹底を図ります。

III JTCCM MS の品質マネジメントシステムの有効性、適切性及び妥当性について、申請・登録組織及びその他の利害関係者の期待・ニーズに柔軟に対応するため、課題を分析して、これを継続的に改善します。また、リスクマネジメントを推進しながら、安定基盤を構築し、持続可能な成長をとげます。

2019 年 1 月 1 日
一般財団法人 建材試験センター
常任理事
上級経営管理者
砺波 匡